

2025年12月

島嶼地域（伊豆諸島、小笠原諸島）にお住まいのお客さまへ
電気最終保障供給約款でご契約のお客さまへ

東京電力パワーグリッド株式会社

電気・ガス料金支援における当社の対応について

1. 概要

当社は、2025年11月21日に閣議決定がなされた「強い経済」を実現する総合経済対策に基づく電気・ガス料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべてのお客さまに迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

本要請を踏まえ、燃料費調整単価または燃料費等調整単価については、国が定める値引き単価を差し引いた単価といたします。値引きの適用に際しまして、お客さま自身でのお手続きは不要です。

毎月の値引き単価については請求書等にてお知らせいたします。

2. 対象となるお客さま

島嶼地域（伊豆諸島、小笠原諸島）にお住まい（離島等供給約款[低圧用]、離島等供給約款[高圧用]でご契約）のお客さま、および電気最終保障供給約款でご契約のお客さまが値引きの対象となります。

※ 特別高圧にて電気のご契約をいただいているお客さまは、本値引き措置の対象外です。

3. 適用期間

2026年1月ご使用分から2026年3月ご使用分の電気料金（2026年2月分から2026年4月分としてご請求する電気料金）に適用いたします。

※ 毎月の検針日が1日（計量日1日）のお客さまについては、2026年2月から2026年4月ご使用分までが対象となります。

4. 国が定める値引き単価

- 2026年1月使用分から2月使用分まで※¹の電気料金（2月分から3月分としてご請求する電気料金）に対する値引き単価
 - 【低圧】4.5円/kWh（税込）
 - 【高圧】2.3円/kWh（税込）
 - 2026年3月使用分※²の電気料金（4月分としてご請求する電気料金）に対する値引き単価
 - 【低圧】1.5円/kWh（税込）
 - 【高圧】0.8円/kWh（税込）
- ※1 毎月の検針日が1日（計量日1日）のお客さまについては、2026年2月および2026年3月ご使用分が対象となります。
- ※2 毎月の検針日が1日（計量日1日）のお客さまについては、2026年4月ご使用分が対象となります。
- 定額制をご契約のお客さまの値引き単価
 - ・定額電灯および公衆街路灯A

（1月につき）

		令和8年2月の料金に係る計量期間等の始期から令和8年3月の料金に係る計量期間等の終期までの期間	令和8年4月の料金に係る計量期間等
電 灯	10ワットまでの1灯につき	17円48銭	5円83銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	34円96銭	11円65銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	69円91銭	23円30銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	104円87銭	34円96銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	174円78銭	58円26銭
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	174円78銭	58円26銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	52円20銭	17円40銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	104円41銭	34円80銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	104円41銭	34円80銭

・臨時電灯A

(1日につき)

	令和8年2月の料金 に係る計量期間等の 始期から令和8年3 月の料金に係る計量 期間等の終期までの 期間	令和8年4月の料金 に係る計量期間等
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1円41銭	47銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルト アンペア までの場合	2円82銭	94銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボル トアンペアまでの場合100ボルトアンペアま でごとに	2円82銭	94銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボ ルトアンペアまでの場合	28円17銭	9円39銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キ ロボルトアンペアまでの場合1キロボルト アンペアまでごとに	28円17銭	9円39銭

・臨時電力

(1日につき)

	令和8年2月の料金 に係る計量期間等の 始期から令和8年3 月の料金に係る計量 期間等の終期までの 期間	令和8年4月の料金 に係る計量期間等
契約電力1キロワット1日につき	29円61銭	9円87銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	14円81銭	4円94銭

以 上